

令和 7 年

上尾市議会 3 月定例会議案

(追 加)

議案第 5 5 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり市職員が建築基準法上の道路の種類を誤って指定道路図に記載し、及び提示したことにより発生した事案の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 相手方 所在地 上尾市大字小敷谷 7 1 2 番地 1
名称 東光建設株式会社
- 2 事案の概要 上尾市柏座二丁目 4 3 6 番 1 1 の前面道路市道 2 0 5 1 8 号線について、平成 2 0 年度頃、当時の市職員が建築基準法上の道路の種類を誤って指定道路図に記載し、令和 5 年 1 2 月 1 4 日、市職員が当該記載した情報を相手方に提示し、当該提示した情報を基に当該土地を購入した相手方に損害を生じさせたもの
- 3 和解の要旨 市は、相手方に対し、本件事案に関する損害賠償金として 2 5 6 万 2 , 7 8 4 円を支払う。市及び相手方は、本件事案に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確認する。

提案理由

市職員が建築基準法上の道路の種類を誤って指定道路図に記載し、及び提示したことにより発生した事案の損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出する。